

# 「仁淀ブルーDMO（仮称）」形成・確立に向けた 調査・分析及び観光戦略案策定委託業務 公募型プロポーザル募集要領

## 1 業務の概要

### (1) 事業名

「仁淀ブルーDMO（仮称）」形成・確立に向けた調査・分析及び観光戦略案策定委託業務

### (2) 事業の目的

国内外に通用する観光目的地「仁淀ブルー」の実現を図るため、当協議会を核として、関係市町村や観光を軸とした様々な分野の民間事業者等、多様な主体からなる「仁淀ブルーDMO（仮称）」の構築を検討し、エリアにおける観光に関するマーケティングデータ等を分析の上、観光戦略（案）を策定し、関係者の合意形成を図る。

### (3) 事業の内容

別添「仁淀ブルーDMO（仮称）」形成・確立に向けた調査・分析及び観光戦略案策定委託業務公募型プロポーザル仕様書のとおり

### (4) 委託期間

契約締結日から平成30年3月20日まで

## 2 見積限度額

4,000千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

## 3 審査委員会の設置

別途定める「「仁淀ブルーDMO（仮称）」形成・確立に向けた調査・分析及び観光戦略案策定委託業務公募型プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置します。

## 4 企画提案者の募集

上記1の委託業務の委託先を決定するため、企画提案者の募集を行うこととしますが、その方法はこの募集要領に基づいて行います。

具体的には、以下に記載する日程及び申込方法を参照してください。

## 6 企画提案者の決定方法

公募型

## 7 資格要件

参加者の資格要件は、観光動向や観光戦略に専門的なノウハウを持つ事業者で、次の条件をすべて満たすものとします。

- (1) 事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること
- (2) 自治体から観光ニーズ調査や観光戦略策定に関わる類似業務を受託した実績を有していること
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定（別紙1-1）に該当しない者であること
- (4) 参加申し込み時点で「高知県物品購入等関係者指名停止要領」に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること
- (5) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止処分を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しないこと（別紙1-2）
- (6) 国税、都道府県税、市町村民税を滞納していないこと

## 8 質疑と回答

質疑は、別紙2により受け付けることとし、電話又は口頭による質問は受け付けません。

- ・受付期限 平成29年8月7日（月）17時00分必着
- ・提出方法 FAX（電話で着信を確認してください）
- ・回答 平成29年8月9日（水）までに、当協議会のホームページに掲載

## 9 参加申込及び資格要件の審査

本企画提案への参加申込は、参加申込書（別紙3）に資格要件の確認書類を添えて申込をしてください。申込にあたって提出する書類を次表に示します。なお、資格要件の審査は、その際に合わせて審査をします。

[提出書類、様式及び提出部数等]

	提出書類の名称	用紙規格	提出部数
別紙3	参加申込書	A4縦方向	1部
別紙4	法人の概要書	A4縦方向	1部
別紙5	事業実績一覧表	A4縦方向	1部

- ・提出期限 平成29年8月10日（木）17時00分必着
- ・提出方法 FAX（電話で着信を確認してください）

## 10 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書の内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）と次点者を選定します。

委託業務の実施に際して、企画提案書の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後には、候補者と当協議会は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。5日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて交渉を行うこととなります。

## 11 企画提案書等の作成

別途定める「仁淀ブルーDMO（仮称）」形成・確立に向けた調査・分析及び観光戦略案策定委託業務公募型プロポーザルに関する企画提案書作成要領」のとおり作成するものとします。

## 12 審査

別途定める「仁淀ブルーDMO（仮称）」形成・確立に向けた調査・分析及び観光戦略案策定委託業務公募型プロポーザル審査要領」に基づき実施します。

## 13 審査結果

審査結果は、8月下旬の審査委員会終了後速やかにすべての提案者に文書で通知します。

## 14 日程（予定）

平成 29 年 8 月 3 日（木）募集開始  
7 日（月）質疑受付の締切  
9 日（水）質疑回答  
10 日（木）企画提案参加申込書等の提出期限  
17 日（木）企画提案書の提出期限  
8 月下旬 審査結果の通知、委託内容の協議等、委託契約の締結

## 15 提出書類の取扱い

- ・提出された書類は返却しません。
- ・提出された書類は、必要に応じ複写（審査委員会での使用に限る。）します。
- ・契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしに利用しません。

## 16 問い合わせ先

〒789-1202 高知県高岡郡佐川町乙 2060-2  
一般社団法人仁淀ブルー観光協議会 担当者：福島  
T E L : 0889-20-9511  
F A X : 0889-20-9522  
E-mail : kanko@niyodoblue.jp

## 17 留意事項

- ・企画提案に要するすべての費用は提案者の負担とします。
- ・次の各号に該当した場合、提案者は失格になる場合があります。  
①提出書類に不備があった場合、若しくは指示した事項に違反した場合

②審査委員又は一般社団法人仁淀ブルー観光協議会関係者に対して、本件プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合

- ・参加申込み後に辞退する場合は、辞退理由を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。なお、辞退することによって、今後、当協議会との取引が不利になることはありません。

## 地方自治法施行令&lt;抜粋&gt;

(昭和二十二年五月三日政令第十六号)

最終改正：平成二十七年十一月二六日政令第三九二号

(一般競争入札の参加者の資格)

**第百六十七条の四** 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

**2** 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

**四** 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

**五** 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

**六** 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

**七** この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

## 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程 &lt;抜粋&gt;

(平成 23 年 3 月 10 日高知県訓令第 1 号)

(定義)

第 2 条 この規程において使用する用語の意義は、高知県暴力団排除条例において使用する用語の例による。

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(5) **排除措置対象者** 国からの通達等において特別の定めがあるものを除き、次に掲げるものをいう。

ア 暴力団

イ 暴力団員

ウ 暴力団員等

エ アからウまでに掲げるもの以外のものであって、次のいずれかに該当するものとして知事が認めるもの

(ア) 役員等が暴力団員等に該当するもの

(イ) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を雇用し、又は雇用しているもの

(ウ) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの

(エ) 役員等が、自己、その属する法人等若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの

(オ) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの

(カ) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの

(キ) 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの

(ク) (ア)から(キ)までに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

F A X 送 信 票 ( 0 8 8 9 - 2 0 - 9 5 2 2 )

「仁淀ブルーDMO（仮称）」形成・確立に向けた  
調査・分析及び観光戦略案策定委託業務  
にかかる質疑書

平成 年 月 日

事業者名

担当者名

電話番号

質疑事項

(注意)

※質問 1 問につき 1 枚を使用し、できるだけ簡潔に記載すること。

※受付期限：平成 29 年 8 月 7 日（月）17 時 00 分まで

F A X 送 信 票 ( 0 8 8 9 - 2 0 - 9 5 2 2 )

「仁淀ブルーDMO（仮称）」形成・確立に向けた  
調査・分析及び観光戦略案策定委託業務  
企画提案参加申込書

平成 年 月 日

一般社団法人仁淀ブルー観光協議会  
代表理事 大山 端 様

所在地

事業者名

代表者名

連絡先

(担当者 電話番号)

「仁淀ブルーDMO（仮称）」形成・確立に向けた調査・分析及び観光戦略案策定委託業務にかかるプロポーザルに参加を申し込みます。

また、募集要領で定められた資格要件を全て満たすことを誓約します。

## 法人の概要書

法人名		
所在地	〒	
代表者 職・氏名		
従業員数等		
設立年月		
事業内容		
資格要件	高知県内に主たる事業所又は営業所等を置いている	はい・いいえ
	地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当	はい・いいえ
	「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止又は排除措置を受けている	はい・いいえ
	県税の滞納がある	はい・いいえ
	消費税及び地方消費税の滞納がある	はい・いいえ

事業実績一覧表

(同種、類似業務の他、これまでの主な実績について簡単に箇条書きのこと)